

令和6年10月16日

大河原町長 齋 清志 殿

大河原町男女共同参画推進審議会

会長 木 村 秀 則

(公印省略)

大河原町男女共同参画基本計画の策定について(答申)

令和6年9月13日付け大政第294号で諮問のありました、大河原町男女共同参画基本計画案について、慎重に審議した結果、男女共同参画社会を実現するための政策・施策の目指すべき方向性、取組、目標指標として適切なものと認めます。なお、男女共同参画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されることを要望します。

記

男女共同参画については、年代や地域性によって捉え方が異なることから、個々の価値観を尊重しながら、男女が様々な場面において共に参画できる社会に向け、各政策・施策で意識していくことが必要である。また、行政と住民、教育関係者、事業者及び団体（以下「住民等」という。）が一体となって取り組むためには、行政と住民等とが共通認識を持つことが重要となる。本計画が、男女共同参画社会の実現に向けた共通認識を啓発・普及するための第一歩となるよう、丁寧に説明し推進を図っていくことが肝要である。

【基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現】に関して

行政の政策・方針決定の場へ女性参画を進め、住民等及び町職員の意識醸成を率先して行うこと。あらゆるハラスメントを排除する姿勢を掲げ、誰もが互いを尊重し、対等な関係が築ける社会づくりに努めること。

【基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現】に関して

家事・育児・介護等での女性の負担解消に向け、男女それぞれ抱えている抵抗感をなくし、互いに協力し合える家庭づくりに向けた啓発を行うこと。併せて、妊娠・出産・育児・介護等の相談及び支援体制の充実を図っていくこと。

【基本目標 3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進】に関して

人格形成期の幼児・学校教育の中でも男女平等の意識醸成を図ることは必要不可欠であり、そのための保育士・教職員・保護者等に対する理解促進、環境整備に力を入れること。また、性別に関わらず主体的に進路や職業を選択する能力、健康や性に対する適切な学びなど、多様性社会を感受し、互いに尊重することができる教育に努めること。

【基本目標 4 職場における男女共同参画の実現】に関して

女性の社会進出は進んでいるものの、男女の就業状況は、賃金・昇進の差、正規・非正規雇用の割合、経営方針への参加等で、女性参画は進んでいない面があり、男性の育児休業制度等の推進なども含め、社会的・広域的な視点・取組が必要であることから、全県的な改善が図られるよう、宮城県ヘリリーダーシップを働きかけること。

【基本目標 5 防災における男女共同参画の推進】に関して

地域防災活動に対し、防災会議・自主防災組織・関係団体等で女性の視点が反映できるよう女性の参画拡大を進めること。また、災害時対応に備え、防災士・防災介助士を男女とも拡大し、安全安心につなげること。

男女共同参画に向けては、男女不平等やジェンダー差別の弊害により、無意識のうちに男女別の選択肢が決められ、個人の能力発揮の可能性が狭められていることが課題である。特に、多くの分野でその負担が女性に偏っている状況があることから、家庭人・職業人として、子どもを出産しても、子育てをしても、介護があっても、女性が負担を重く感じず、男女ともに能力が発揮できる環境が望まれるところである。女性が暮らしやすく、住みたいまち、子どもを産み育てたい、定住したい意識につながり、人口流出、出生数減に対する人口減少に歯止めをかける鍵と言えるものとする。

上記項目を踏まえ、男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまちの実現を期待するものである。